

柏市公設総合地方卸売市場業務条例の一部改正(案)について

柏市公設総合地方卸売市場業務条例の一部改正(案)については、次のとおりです。

条 項	改 正 前	改 正 後
(委託手数料の額) 第51条	卸売業者が、卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から収受する委託料は、卸売金額に次の各号の取扱品目の部類に従い、当該各号の取扱品目ごとに定める率以内において、規則で定める率を乗じて得た金額とする。 (1) 青果部 野菜及びその加工品にあつては100分の8.5, 果実及びその加工品にあつては100分の7.0 (2) 水産物部 生鮮水産物及びその加工品にあつては100分の5.5 (3) 花き部 花きにあつては100分の10.0	1 卸売業者が、卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から収受する委託手数料の額を定めるときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。当該委託手数料の額を変更しようとするときも、同様とする。 2 前項の委託手数料の額を定め、又は変更するとき、規則の定めるところによらなければならない。 3 卸売業者は、第1項の委託手数料の額を、卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。 4 市長は、第1項の委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命じることができる。
(事業報告書の提出) 第15条の2		第15条の2中「規則で定めるところにより、事業報告書を作成し」を「県条例第10条第1項に規定する事業報告書」に改める。
(仕切り及び送金) 第50条		第50条中「本条」を「この条」に、「次条で規定する委託手数料」を「次条第1項の委託手数料の額」に改める。

柏市公設総合地方卸売市場業務条例の一部改正後、同施行規則の一部改正をする予定です。
なお、柏市公設総合地方卸売市場業務条例施行規則の一部改正(案)については、次のとおりです。

条 項	改 正 前	改 正 後											
(委託手数料の額の届出) 第61条	条例第51条の規定による市長が定める委託手数料の率は、次のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="629 1381 1534 1556"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">青果部</td> <td>野菜及びその加工品</td> <td>100分の8.5</td> </tr> <tr> <td>果実及びその加工品</td> <td>100分の7.0</td> </tr> <tr> <td>水産物部</td> <td>生鮮水産物及びその加工品</td> <td>100分の5.5</td> </tr> <tr> <td>花き部</td> <td>花き</td> <td>100分の9.5</td> </tr> </tbody> </table>	青果部	野菜及びその加工品	100分の8.5	果実及びその加工品	100分の7.0	水産物部	生鮮水産物及びその加工品	100分の5.5	花き部	花き	100分の9.5	1 条例第51条第1項の規定による届出は、委託手数料の額の設定又は変更を行う日の属する年度の前年度の9月30日までに、委託手数料の額(変更)の届出書を市長に提出することにより行わなければならない。 2 条例第51条第2項の規定による委託手数料の額の設定又は変更は、次の各号に定める区分によらなければならない。 (1) 野菜及びその加工品(漬物を除く。) (2) 果実及びその加工品(漬物を除く。) (3) 野菜及び果実の加工品(漬物に限る。) (4) 生鮮水産物及びその加工品 (5) 花き 3 条例第51条第2項の規定による委託手数料の額の設定又は変更を行うことができる時期は、毎年度4月1日とする。
青果部	野菜及びその加工品		100分の8.5										
	果実及びその加工品	100分の7.0											
水産物部	生鮮水産物及びその加工品	100分の5.5											
花き部	花き	100分の9.5											